

(参考)産地と中食・外食事業者等の米マッチングフェアについて

- ・ 全国農業再生推進機構等は、農林水産省の支援の下、中食・外食向けニーズに応じた安定取引の推進のため、マッチングイベントを開催。
- ・ 平成30年度開催の「米マッチングフェア2018」では、売り手(JA、農業生産法人等)のべ99団体、買い手(中食・外食事業者等の実需者)のべ369社が参加。
- ・ 令和元年度は、「米マッチングフェア2019」として、東京(9月、2月)及び大阪(8月、1月)で開催予定。

米マッチングフェア2019 パンフレット



米マッチングフェア2018 開催状況



商談会の様子(東京会場2/6)



セミナーの様子(大阪会場1/16)

マッチング商談事例①

北陸の生産法人が多収品種「ちほみのり」について、生産コストをベースとした取引(事前契約・複数年契約)で中食事業者と商談成立。

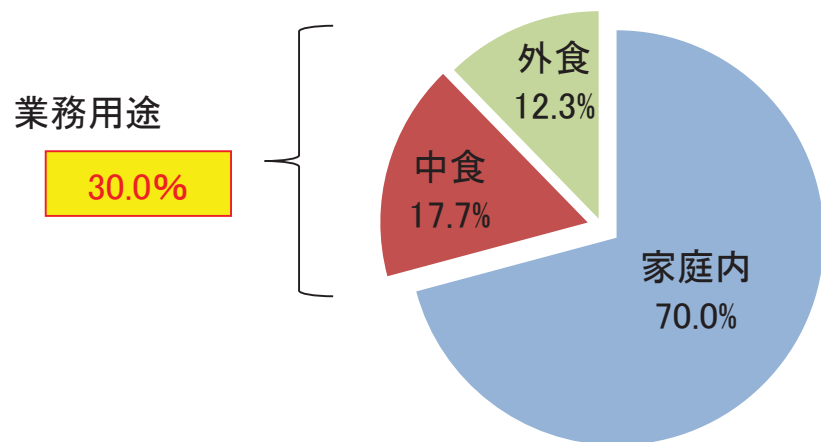
マッチング商談事例②

関東の生産法人が、多収品種(ほしじるし)を導入し出展。大手外食事業者と2千トンの商談成立(事前契約・複数年契約)。

米消費拡大の取組①(業務用米の安定的な取引の推進)

- ・ 主食用米については、中食・外食向けの業務用需要が全体の約3割を占めており、今後も堅調な需要が期待されるところ。
- ・ 需要に応じた米生産のためには、産地において、高級ブランド米の生産・販売とあわせて、中食・外食の実需者との間で事前契約・複数年契約等の安定取引を拡大していくことが重要。
- ・ 国としても、産地と中食・外食の実需者とのマッチングを支援。

■ 主食用米の消費内訳 (平成30年度平均)



資料：米の消費動向調査((公社)米穀安定供給確保支援機構調べ)

■ 中食・外食の実需者が求める品質

【用途に適した例】

おにぎり: 適当に粘りがあり良食味で歯ごたえのある銘柄米
寿司: 酢が入りやすく歯ごたえのある米
丼物: 液通りの良いやや硬質米
(中食・外食事業者への聞き取り)

■ 実需者と生産者の契約栽培の締結事例

岡山県の生産者団体と全国の炊飯事業者が、中食・外食向けとして「あけぼの」5,000トン規模の複数年契約を締結。
(関係団体への聞き取り)

農 林 水 産 省 の 取 組

- ・ 各都道府県の関係者に対し、業務用需要に沿った米の生産・販売を行うよう「需要に応じた生産推進キャラバン」等の機会を捉えて説明。
- ・ 中食・外食向けの米の安定取引の拡大に向けて、産地と中食・外食の実需者とのマッチングを行う展示商談会等の開催を支援。

米マッチングフェア2018

○ 産地と中食・外食事業者とのマッチングイベントを開催



米マッチングフェア2018(東京会場)の展示商談ブース
(平成30年8月8日～9日、ホテルグランドパレス)

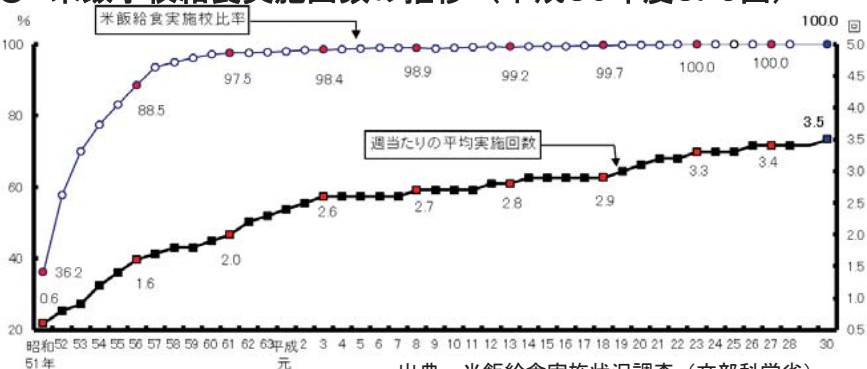
米消費拡大の取組②(米飯学校給食の推進、ごはん食の効用の普及・啓発など)

- 高齢化、食の多様化等により、米の需要が毎年減少する中で、米の消費拡大が重要。
- このため、関係団体等とも連携して、米飯学校給食の推進や「和食」の保護・継承、健康面からのごはん食の効用発信など消費拡大に向けた取組を推進。

米飯学校給食の推進

- 米飯学校給食は、味覚を育む子どもたちに米を中心とした「日本型食生活」の普及・定着を図る上で重要。農林水産省は、米飯を含む和給食食の普及を図るとともに、政府備蓄米の無償交付制度などにより、米の消費拡大を推進。

○ 米飯学校給食実施回数の推移（平成30年度3.5回）



出典：米飯給食実施状況調査（文部科学省）

注1：米粉パン・麺は含まない。注2：28年度以降は隔年調査となっている。

「和食」の保護・継承

- 和食文化を次世代に継承していくため、子どもたちや子育て世代に対して、和食文化への関心と理解を育むための事業等を推進。
- また、食育による食文化の保護・継承を推進しており、都道府県等が行う活動の支援等を実施。



全国子ども和食王選手権
(平成30年12月)

米穀周年供給・需要拡大支援事業を活用した産地の取組

- 各産地事業者において、米の需要拡大に向けたメディアを活用したPRや、中食・外食事業者等が参加するイベントでの販売促進のための取組(有名タレントを起用したTVCM、商談会・試食会の開催等)を実施。

シンポジウムによる普及啓発 —食育健康サミット2018(平成30年11月)—

- 医師や栄養士等を対象に、肥満や糖尿病の予防・改善に向けて、身体活動や食事管理のあり方とともに日本型食生活の役割を再認識するシンポジウムを実施(約560名が参加)。

※ テーマ：健康長寿を迎えるための青・壮年期の健康管理と日本型食生活

※ 主催：(公社)米穀安定供給確保支援機構、(公社)日本医師会 / 後援：農林水産省



米消費拡大の取組③（米の消費拡大情報サイト「やっぱりごはんでしょ！」の新規開設）

- 農林水産省は、中食・外食業界による主体的な米の消費拡大の取組を応援すべく、平成30年10月に各企業等が実施する消費拡大につながる取組情報を幅広く集約したWebサイト「やっぱりごはんでしょ！」を新規開設。
- 主な掲載内容は、
 - ・ 米の消費拡大につながる取組を実施する企業等の企画・イベント情報
 - ・ 全国各地のごはん大盛り・おかわり無料店や、地域ならではの“ごはん食”が食べられるお店情報
 - ・ お米・ごはんの栄養、健康面の良さが分かる情報や、ごはん・米粉を使ったレシピなど幅広いコンテンツを対象に、消費者にとって有益な情報を発信。
- 今後、米卸売業者等の協力をいただき、掲載数の拡大を図るとともに、米と「健康」、「美容」、「食育」及び「スポーツ（アスリート）」に関連する優良事例を紹介するなど、更なる充実化を推進。

企業等における企画・イベントに関する情報

消費拡大につながる取組として、

- ・ おかわり無料
 - ・ 大盛り無料
 - ・ 新製品の開発
 - ・ 食育
 - ・ 各種イベント
- などを実施する企業等を紹介。

【主な掲載企業（五十音順）】

大戸屋、株式会社 結わえる、高知食糧、ごはん処喜楽や、セブンイレブン、象印食堂、タイガー魔法瓶、太成食品、鳥元、永谷園、ファミリーマート、松のや・松乃家・チキン亭、ヤンマーアグリイノベーション（株）、吉野家、和食カフェGOHANYA、GOHAN、SABAR PLUS（なんばCITY店、上野マルイ店）、SBIアラプロモ株式会社 など

直近の
掲載例

さらに！



白米感覚で食べる玄米「金芽ロウカット玄米」を紹介！

玄米の栄養はほぼそのままに、白米のように手軽に炊けて、食べやすく、消化性が良いのが特徴です。

そのほか実施中のキャンペーン情報などもタイムリーに発信！

“ごはん食”に関するお店情報

農林水産省 ×  食べログ

- ・ 食べログ掲載の全国各地の「ごはん大盛り無料、おかわり無料店」を都道府県別に紹介。

農林水産省 ×  ぐるなび

- ・ ぐるなび掲載の全国各地の「旅先で味わえる地域ならではの“ごはん食”が食べられるお店」を都道府県別に紹介。

お米の栄養や、お米を使ったレシピに関する情報

【掲載サイト一覧（一部抜粋）】

ごはん健康

- ごはんを中心とした日本型食生活のススメ
- ごはん彩々（全米販）
- 3・1・2弁当箱法
- 早寝早起き朝ごはん全国協議会

ごはんレシピ等

- 和食文化推進協議会
- コメレシピ
- 妊婦さんのためのレシピ紹介
- 農林水産省の公式キッチン（クックパッド）

生産コスト低減に向けた具体的な取組

- 担い手への農地集積・集約を加速化するとともに大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入を進め、産業界の努力も反映して農機具費等の生産資材費の低減を推進。

目指す姿：農地集積・集約の加速化及び省力栽培技術・品種の開発・導入等により、生産コスト低減を実現

○ 今後10年間（2023年まで）で担い手の米の生産コストを現状全国平均（16,001円/60kg）から4割低減（9,600円/60kg）し、所得を向上。

【担い手の米の生産コスト（平成29年産）】・認定農業者15ha以上層…10,995円/60kg ・稲作主体の組織法人経営…11,859円/60kg

省力栽培技術の導入

直播栽培（育苗・田植えを省略）

（実証例）

労働時間

18.4時間/10a→13.8時間/10a
（移植） （直播）

費用（利子・地代は含まない）

103千円/10a→93千円/10a
（移植） （直播）



スマート農業技術の活用

営農管理システムの導入等により、作業のムダを見つけて手順を改善（実証例）

田植え作業時間
1.62時間/10a→1.15時間/10a
（補植作業時間の削減）

密苗栽培

育苗箱数を減らせるため、資材費の低減が可能。
苗継ぎも少なく省力的

（実証例）育苗箱数 15～18箱/10a → 5～6箱/10a



大規模経営に適合した品種

多収品種

単収

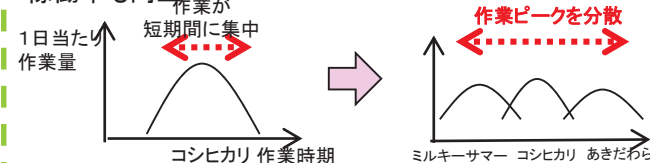
530kg/10a→700kg/10a
（全国平均）（多肥栽培で単収増）

生産費

16千円/60kg（全国平均）
→13千円/60kg（試算）

作期の異なる品種の組合わせ

作期を分散することで、同じ人数で作付を拡大でき、機械稼働率も向上



担い手への農地集積・集約等

● 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割を担い手に集積

- ・ 分散錯圃の解消
- ・ 農地の大区画化、汎用化

生産資材費の低減

農業生産資材価格の引下げ

- 生産資材業界の再編や法規制等の見直し
- 生産資材価格や取引条件等の「見える化」

農業機械の低コスト仕様

- ・ 基本性能の絞り込み
- ・ 耐久性の向上



⇒基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開等
（標準モデル比2～3割の低価格化）

肥料コストの低減

- ・ 土壌診断に基づく施肥量の適正化（肥料の自家配合等）、精密可変施肥
- ・ フレキシブルコンテナの利用（機械化による省力化等）



⇒土壌改良資材のフレコン利用
（20kg袋比7%低価格化）

合理的な農薬使用

- ・ 発生予測による効果的かつ効率的防除
 - ・ 輪作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除（IPM）
- ⇒ 化学農薬使用量抑制

未利用資源の活用

- ・ 鶏糞焼却灰等の利用
- ⇒従来品比7%低価格化



スマートー貫体系(イメージ)【大規模水田作】

導入可能な先進技術(例)

経営・栽培管理

経営・栽培管理システム



- 生産プロセスやコスト管理等を**データで見える化**
- いつでも記録の振り返りと作業の状況が把握でき、**企業的農業経営をサポート**

耕起・整地

自動走行トラクターによる 有人機・無人機の協調作業



- アシスト機能により**夜間作業も可能に**
- 有人機・無人機の協調作業により**作業時間を約4割削減**

移植

自動運転田植機による 田植作業の省力化



- **1人で田植えが可能**なシステムを開発(2人作業→1人作業)
- **熟練者並みの速度(1.86m/s)**が可能

水管理

ほ場水管理システムによる 給排水の遠隔・自動制御



- 遠隔操作や自動で給水と排水を制御
- 水管理に係る作業時間を**約8割削減**
- 出穂期から収穫までの**用水量を約50%削減**

追肥

ドローンによる リモートセンシングと追肥



- ほ場全体を特殊カメラで空撮し、生育状態を見える化した**生育マップを作成**
- 生育マップをもとに**追肥を実施**

収穫・調整

自動運転・収量コンバインによる 品質・収量管理/乾燥調製ロットの均一化



- 収量センサ等により生産情報を見える化することで、**圃場に応じた適切な栽培管理が可能に**
- 均質なロット毎に乾燥することで**乾燥効率と品質を向上**

<対策のポイント>

国際競争力の強化に向け、近年、技術発展の著しいロボット・A I・I o T等の先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装を加速化するため、先端技術を生産から出荷まで一貫した体系として速やかに現場に導入・実証する取組等を支援します。

<政策目標>

生産額を1割以上増加又は生産コストを2割以上低減させる技術体系を確立〔令和2年度まで〕

<事業の内容>

1. スマート農業技術の開発・実証

- 実用化・量産化の手前にあるロボット・A I・I o T等の先端技術を、生産現場において、**生産から出荷まで一貫した体系として導入・実証**し、経営効果を明らかにする取組を支援します。

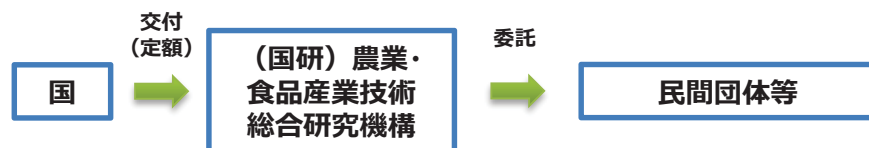
また、**農業者の主体的な参画を得て**、生産現場が抱える課題の解決に必要な**要素技術を現場に導入し、技術・経営の効果を実証**する取組を支援します。

併せて、スマート農業と連携しつつ、栽培体系の高度化等を図るための生産・加工・流通関連技術の開発を支援します。

2. データ分析・解析を通じた技術の最適化

- (国研) 農業・食品産業技術総合研究機構が、**実証計画やデータ収集等への助言・指導**や、収集したデータを基にした**技術面・経営面からの分析・解析**を行います。また、これらの分析・解析結果を踏まえ、先端技術の導入による**最適な技術体系を検討し、情報提供**を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



先端技術導入による最適な技術体系を確立

＜対策のポイント＞

農業者の生産性を飛躍的に向上させるためには、近年、技術発展の著しい**ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装**を図ることが急務です。このため、**現在の技術レベルで最先端の技術を生産現場に導入・実証**することによりスマート農業技術の更なる高みを目指すとともに、社会実装の推進に資する情報提供等を行う取組を支援します。

＜政策目標＞

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践 [令和7年まで]

＜事業の内容＞

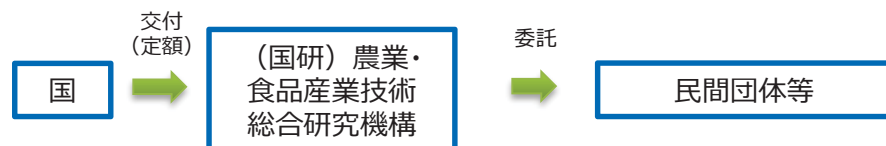
1. 最先端技術の導入・実証

- (国研) 農業・食品産業技術総合研究機構、農業者、民間企業、地方公共団体等が参画して、スマート農業技術の更なる高みを目指すため、**現在の技術レベルで最先端となるロボット・AI・IoT等の技術を生産現場に導入し、理想的なスマート農業を実証**する取組を支援します。

2. 社会実装の推進のための情報提供

- 得られた**データや活動記録等**は、(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構が**技術面・経営面から事例として整理**して、**農業者が技術を導入する際の経営判断に資する情報として提供**するとともに、農業者からの相談・技術研鑽に資する取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

生産から出荷までの先端技術の例



「スマート農業」の社会実装を加速化

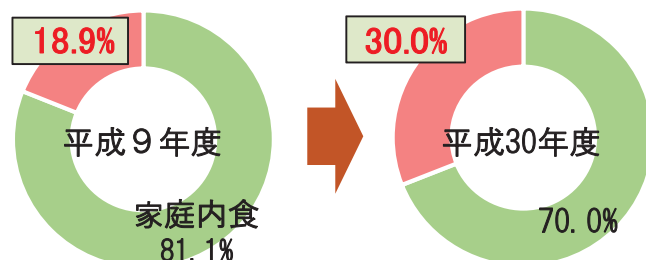
農業競争力強化プログラムへの対応(農産物規格・検査の見直し)

- 農産物規格・検査の見直しの方向性を検討するため、本年1月から「農産物規格・検査に関する懇談会」を開催し、3月に中間論点整理を行った。この中では、現行の農産物規格・検査の基本は堅持しつつも、以下の見直しの方向性を整理。
 - ① 現行の農産物規格・検査について、穀粒判別器の活用等について技術的に検討するとともに、検査関係事務の効率化や検査精度の向上に向けた取組が必要。
 - ② 直接販売等の流通の多様化を踏まえ、農産物検査による証明を要件とする各種制度について、懇談会で示された多様な意見に留意しつつ、交付金等の要件のあり方を検討する必要。なお、表示に関しては、産地・品種・産年に関する袋詰め玄米及び精米の表示要件の見直しの当否について所管省庁とも議論しておく必要。
- 中間論点整理を踏まえ、5月に計量の専門家等で構成する「穀粒判別器に関する検討チーム」を立ち上げ、穀粒判別器の測定精度や効率的な検査方法等を検討中。

米流通をめぐる情勢の変化

○米消費における中食・外食の割合(全国)

中食・外食



資料：農林水産省「米の1人1ヶ月当たり消費量」及び米穀機構「米の消費動向調査」

○流通の過程において活用されている新たな技術の例

納入された米の品質確認のため、現場において、品位を測定する機器が活用されている。また、当該機器は農産物検査においても補助的に活用されている。

○中食・外食事業者が求める米の品質の例

中食・外食事業者は、精米について、白度、水分、水浸割粒(炊飯後の外観や味に大きく影響する精米の水浸時の割れ具合)、碎粒、粉状質粒、たんぱく質、アミロースなど、農産物規格以外の項目も含む独自の基準を設け、精米の品質を確認しているケースが見受けられる。

農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理(平成31年3月29日)

【農産物規格・検査の見直しに関する論点】

○ 農産物検査での穀粒判別器の活用には一定の意義があるが、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。

○ 規格の項目の追加及び削減について、検査現場でのコストの増加に留意しつつ、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。
また、着色粒の基準の緩和は難しいのではないか。一方、基準の緩和を求める現場及び消費者の声があることにも留意する必要。

○ 登録検査機関から国への検査結果の報告内容の削減や報告期日の延長等の見直しを行い、事務の効率化を図る必要。

○ 検査精度の向上のため、検査員を対象に国が行う研修の内容充実など、検査機関による適正な検査の実施を確保するための方策を検討する必要。

【米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点】

○ 交付金の交付要件等について、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ直接取引などにおいて買い手から農産物検査証明を求められない場合まで現行の検査が必要か否か検討する必要。

○ 現行のルールを維持していくことを基本として、袋詰め玄米及び精米の表示要件の見直しの当否について、本懇談会で示された多様な意見に留意しつつ、所管省庁とも議論しておく必要。

【参考】現行の農産物規格・検査の概要

- 農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級格付けにより、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示し、現物を確認することなく、大量・広域に流通させることを可能とする仕組み。

○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

(米穀の生産者に係る品位等検査)

第3条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を受けることができる。

○ 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、銘柄(産地品種銘柄等)、品位(等級)、量目、荷造り、包装
- ②成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)及びでん粉(小麦)

【品位の例(水稻うるち玄米及び水稻もち玄米)】

項目 等級	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質	水分 (%) ※1	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%) ※2
1等	70	1等穀粒	150	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	60	2等穀粒	150	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等穀粒	150	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの

※1 水分：醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとする。

※2 異物：玄米には、異物として土砂にこれに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。

○ 主な農産物の検査状況(平成30年産)

(単位：千トン)

	米	麦	大豆	そば
生産量(a)	7,327	940	211	29
検査数量(b)	4,591	1,033	188	26
受検率(b/a)	63%	110%	89%	88%

- (注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。
 2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。))
 3 米の検査数量は、平成31年3月31日現在(速報値)の数量である
 4 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。
 5 麦、大豆、そばの検査数量は、確定値の数量である。

○ 民間の登録検査機関の推移

平成31年3月31日現在

年 度	平成20年度	平成30年度
登録検査機関(機関)	1,393	1,734
農産物検査員(人)	13,847	19,082
民間検査比率(%)	100	100
検査場所数(ヶ所)	12,424	14,356

- (注) 1 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。
 2 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 農産物の系統別検査数量の比率(平成27年産)

(単位：%)

	JA系	全集連系	卸・小売	農業法人等	分析機関
米穀	75.2	7.6	6.1	6.0	3.1
麦	94.0	4.2	1.0	0.1	0.5
大豆	90.4	5.2	1.5	1.1	1.6
そば	82.7	9.6	1.0	2.6	4.1

資料：穀物課作成資料

米流通の見直しについて(全農の売り方)

- 農業競争力強化プログラム（平成28年11月策定）において、農産物の流通加工構造の改革のため、流通・加工業界の業界再編と合わせて、これに資する全農の農産物の売り方の見直しが位置づけられたところ。
- これを受け、平成29年3月、全農において、米穀事業などの見直しを内容とする年次計画が策定され、その中で、米穀事業については、実需者への直接販売の拡大（平成36年度：主食米取扱の90%）、買取販売の拡大（平成36年度：主食米取扱の70%）とする目標が示されたところ。
- 29年産米は、直接販売102万ト（計画100万ト）、買取販売37万ト（計画30万ト）と計画を達成。30年産米においても、実需者直接販売125万ト、買取販売50万トの計画達成の見込み。

事業別実施具体策・年次計画(米穀)(平成29年3月全農公表)

項目	具体策	年次計画		
		29年度	30年度	31年度～
1. 目標(※)	(1) 実需者への直接販売の拡大(28年度見込み:80万ト) (実需者への販路を特定した販売を含む) (2) 買取販売の拡大(28年度見込み:22万ト)	(1) 100万ト(47%) (2) 30万ト(14%)	(1) 125万ト(62%) (2) 50万ト(25%)	36年度(1) 主食米取扱の90% (2) 主食米取扱の70%
2. 推進体制の整備	(1) エリア別(消費地・県域など)・実需者業態別(中食・外食業者、加工業者、量販店など)の推進体制の整備	エリア・実需者業態別に 推進体制を構築		
3. 得意先リスト作成・販売推進	(1) 米使用量の多い主要実需者(中食・外食業者、加工業者、量販店など)を中心に推進先を設定 (2) 推進先別に営業担当者を配置し推進実施(役員によるトップセールス含む) (3) 上記推進に加え、実需者への安定的な販路を確立している米卸業者・パール卸も活用し、安定的・効率的な販路構築	推進先の設定	設定した推進先への販売推進	実需者への安定的販路を確立している米卸業者・パール卸を活用した販路構築
4. 実需者・米卸業者との連携強化	(1) 直接販売拡大に資する主要実需者や米卸業者との関係強化を目的とした出資・業務提携推進・実施	実需者・米卸業者への出資・業務提携推進		
5. 直販関連インフラの整備	(1) 直接販売拡大に資する諸施設の整備 ア. 広域集出荷施設 新設予定:4か所 イ. 炊飯施設 炊飯事業者との資本・業務提携・工場新設等による事業拡大 ウ. 精米工場 米卸との資本・業務提携、統廃合などによる工場再編	広域集出荷施設 順次拡大	炊飯施設・精米工場のインフラ整備案の策定	炊飯施設取得・精米工場再編など諸施設整備
6. 産地への販売情報フィードバックと安定的取引の拡大	(1) 実需者推進結果をふまえ実需者ニーズ・取引条件を産地に提案 (2) 事前契約(播種前・複数年契約)の仕組み変更(実施時期を生産前年に早期化)による事前契約拡大	実需者ニーズ・取引条件の提案(産地へのフィードバック)	事前契約の仕組み変更(早期化)	事前契約の拡大
※目標は本会取扱数量に加えて、県連・県農協の直接販売・買取販売の数量を含む。				

③ 新規需要米の取組状況

飼料用米の取組状況

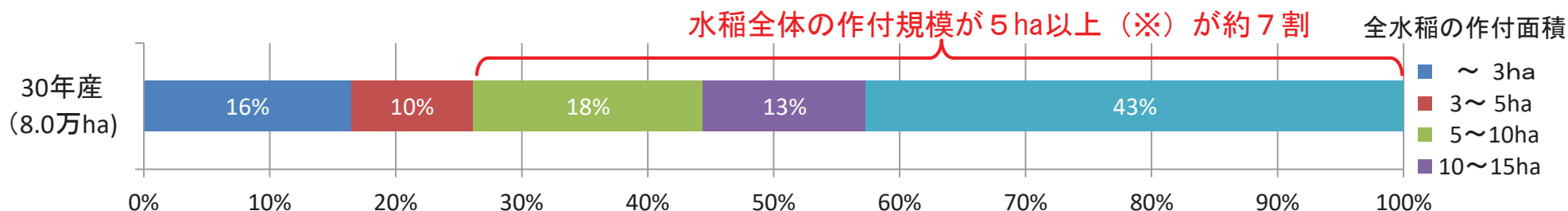
- 飼料用米については、多収品種の導入や区分管理での取組による本作化が進展。
- また、飼料用米の生産の約7割が経営規模（全水稻の作付面積）が5ha以上の大規模農家により担われている。

【飼料用米の作付・生産状況】

	H26	H27	H28	H29	H30
飼料用米作付面積（万ha）	3.4	8.0	9.1	9.2	8.0
うち、多収品種の作付面積（万ha）	1.3	3.0	3.9	4.6	4.5
割合	39%	37%	43%	50%	56%
うち、区分管理の取組面積（万ha）	2.7	6.0	7.3	7.6	7.0
割合	80%	75%	80%	83%	88%
飼料用米生産量（万トン）	1.9	4.4	5.1	5.0	4.3

注：「区分管理」とは、主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。
「飼料用米生産量」は、実際の収量を反映した実績値。

【飼料用米作付における、農業者の規模別（全水稻の作付面積）の飼料用米の分布状況】

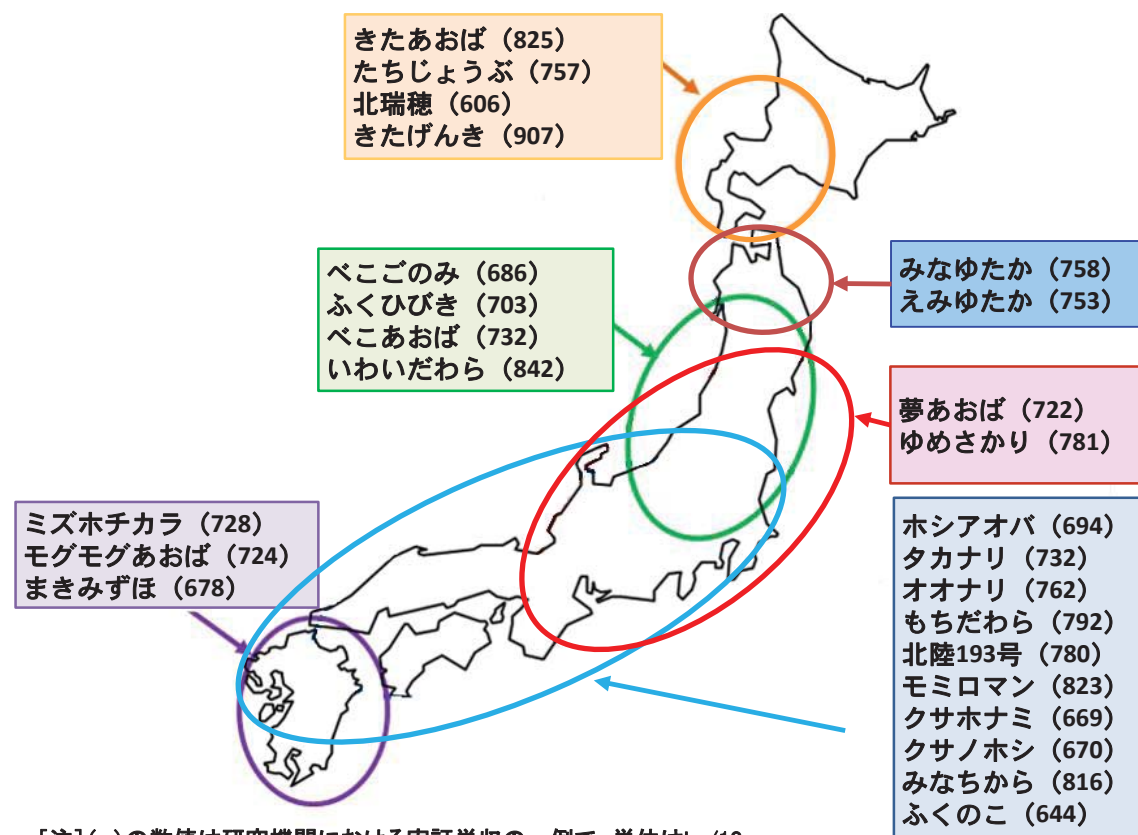


※ 全水稻では、作付規模5ha以上の農家数は全体の5%

多収品種について

- 多収品種については、現在、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、以下の2区分が設けられている。
- ① 国の委託試験等によって、飼料等向けとして育成され、子実の収量が多いことが確認された25品種（多収品種）
 - ② 一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種ではないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種（特認品種）

多収品種(25品種)



主な特認品種の例(令和元年産)

県名	品種名
北海道	そらゆたか(710)
岩手県	つぶゆたか(672)、つぶみのり(687)
秋田県	秋田63号(725)
福島県	たちすがた(599)、アキヒカリ(827)
長野県	ふくおこし(870)
新潟県	新潟次郎(669)、アキヒカリ(709)、亀の蔵(645)、ゆきみのり(681)、いただき(689)
富山県	やまだわら(718)
兵庫県	兵庫牛若丸(615)、あきだわら(563)
島根県	みほひかり(546)
福岡県	タチアオバ(660)、ニシアオバ(644)、たちすがた(600)、ツクシホマレ(578)、夢一献(575)
宮崎県	タチアオバ(660)、み系358号(702)

[注]()の数値は研究機関における実証単収の一例で、単位はkg/10a

平成30年産飼料用米の出荷方式、品種別面積

単位:ha

都道府県	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
北海道	1,841	143	8%	1,698	92%	495	27%	1,346	73%
青森県	5,434	118	2%	5,316	98%	1,148	21%	4,286	79%
岩手県	3,986	289	7%	3,697	93%	673	17%	3,314	83%
宮城県	5,553	460	8%	5,093	92%	4,352	78%	1,201	22%
秋田県	1,993	274	14%	1,719	86%	729	37%	1,263	63%
山形県	3,704	424	11%	3,280	89%	560	15%	3,144	85%
福島県	5,275	819	16%	4,456	84%	3,196	61%	2,078	39%
茨城県	8,003	813	10%	7,191	90%	3,459	43%	4,545	57%
栃木県	9,155	23	0%	9,132	100%	7,639	83%	1,516	17%
群馬県	1,243	186	15%	1,056	85%	1,040	84%	202	16%
埼玉県	1,669	512	31%	1,157	69%	1,091	65%	579	35%
千葉県	4,379	1,390	32%	2,989	68%	1,557	36%	2,821	64%
東京都									
神奈川県	13	13	100%	0	0%	13	100%	0	0%
新潟県	2,908	651	22%	2,257	78%	661	23%	2,247	77%
富山県	1,229	130	11%	1,100	89%	752	61%	477	39%
石川県	645	6	1%	639	99%	213	33%	432	67%
福井県	1,217	217	18%	1,000	82%	344	28%	874	72%
山梨県	16	3	16%	13	84%	11	68%	5	32%
長野県	267	89	33%	178	67%	95	36%	172	64%
岐阜県	2,347	867	37%	1,480	63%	1,569	67%	778	33%
静岡県	1,139	6	1%	1,132	99%	49	4%	1,089	96%
愛知県	1,449	896	62%	554	38%	1,265	87%	185	13%
三重県	1,691	206	12%	1,485	88%	598	35%	1,093	65%

単位:ha

都道府県	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
滋賀県	941	278	30%	663	70%	730	78%	212	22%
京都府	122	0	0%	122	100%	7	6%	115	94%
大阪府	6	6	100%	0	0%	6	100%	0	0%
兵庫県	281	4	1%	278	99%	51	18%	230	82%
奈良県	43	10	24%	32	76%	36	85%	6	15%
和歌山県	3	1	48%	2	52%	2	54%	1	46%
鳥取県	794	0	0%	794	100%	0	0%	794	100%
島根県	983	2	0%	981	100%	34	3%	949	97%
岡山県	1,254	347	28%	906	72%	414	33%	839	67%
広島県	441	1	0%	439	100%	42	10%	398	90%
山口県	874	0	0%	874	100%	195	22%	680	78%
徳島県	543	242	45%	301	55%	265	49%	277	51%
香川県	131	19	15%	112	85%	51	39%	80	61%
愛媛県	319	81	26%	237	74%	93	29%	225	71%
高知県	944	153	16%	791	84%	272	29%	672	71%
福岡県	2,033	0	0%	2,033	100%	0	0%	2,033	100%
佐賀県	584	1	0%	583	100%	60	10%	524	90%
長崎県	131	16	12%	115	88%	78	60%	52	40%
熊本県	1,269	53	4%	1,217	96%	229	18%	1,041	82%
大分県	1,428	7	1%	1,421	99%	136	10%	1,292	90%
宮崎県	433	19	4%	415	96%	80	19%	353	81%
鹿児島県	822	119	14%	703	86%	413	50%	409	50%
沖縄県									
合 計	79,535	9,894	12%	69,641	88%	34,705	44%	44,831	56%

注1：東京都及び沖縄県では飼料用米の作付はない。

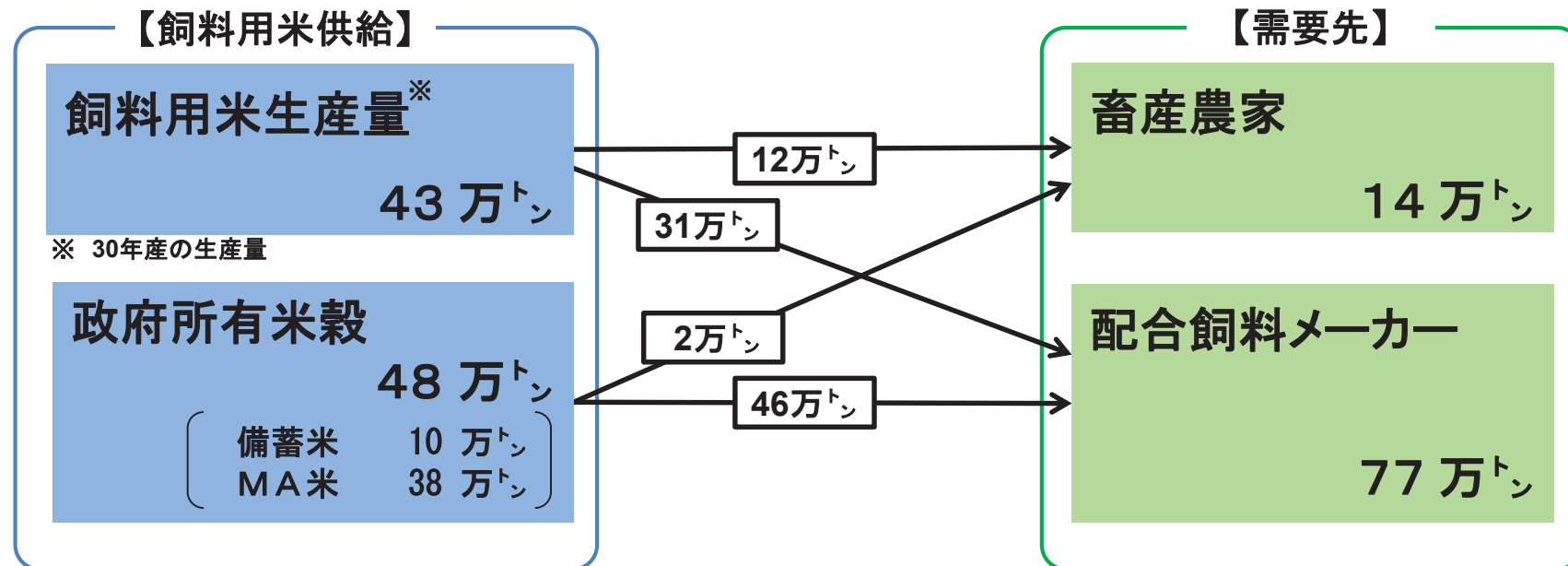
注2：「一括管理」とは主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する管理方法であり、「区分管理」とは主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける管理方法である。

注3：「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種でないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種」である。

飼料用米の供給状況

- 現状、飼料用に91万トンの米が畜産農家・配合飼料メーカーに供給されているところ。

米の飼料用としての供給量(平成30年度)(速報値)



配合飼料メーカーへの飼料用米の供給について

- 耕種農家は、農協に出荷することで、自ら需要先の確保を図る必要がなく、飼料用米の生産に取組可能。
- 飼料工場では、次の課題をクリアすれば、受入量の増加に対応可能。
 - ・ 配合飼料の主原料(とうもろこし等)と同等またはそれ以下の価格での供給
 - ・ 飼料工場毎の施設規模や配合設計・計画に見合う安定的な供給(短期・大量の受け入れは不可)
- その他、飼料用米の集荷・流通・保管施設や直接供給体制の構築等の集荷・調製等に伴うコスト削減等の体制整備が必要。

配合飼料工場の立地状況

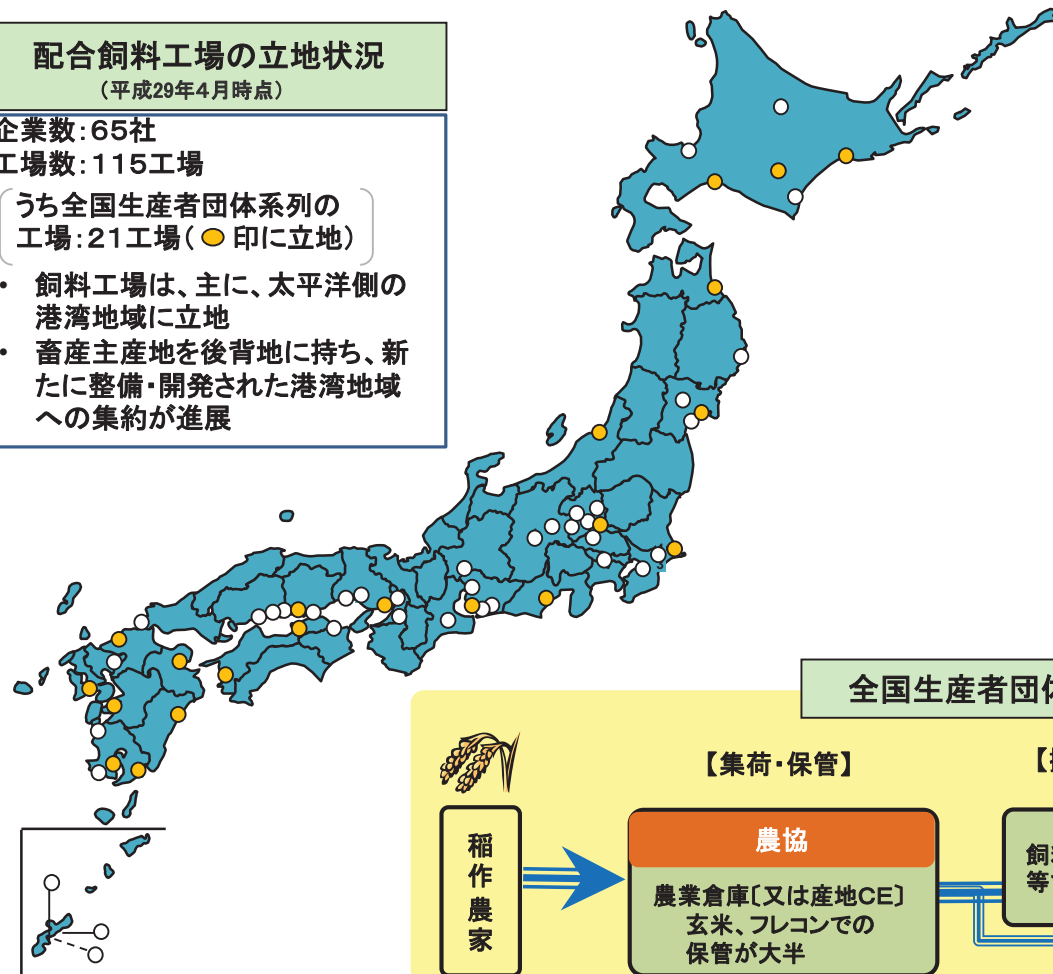
(平成29年4月時点)

企業数: 65社

工場数: 115工場

うち全国生産者団体系列の
工場: 21工場(●印に立地)

- ・ 飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地
- ・ 畜産主産地を後背地に持ち、新たに整備・開発された港湾地域への集約が進展



米の輸送経費

(一般貨物の運送料金をもとに農林水産省で試算※)

福井 → 鹿島工場(茨城県)	8,000～9,000円/t
福井 → 神戸工場(兵庫県)	5,000～6,000円/t
福井 → 知多工場(愛知県)	4,000～5,000円/t
県内輸送	1,000～3,000円/t

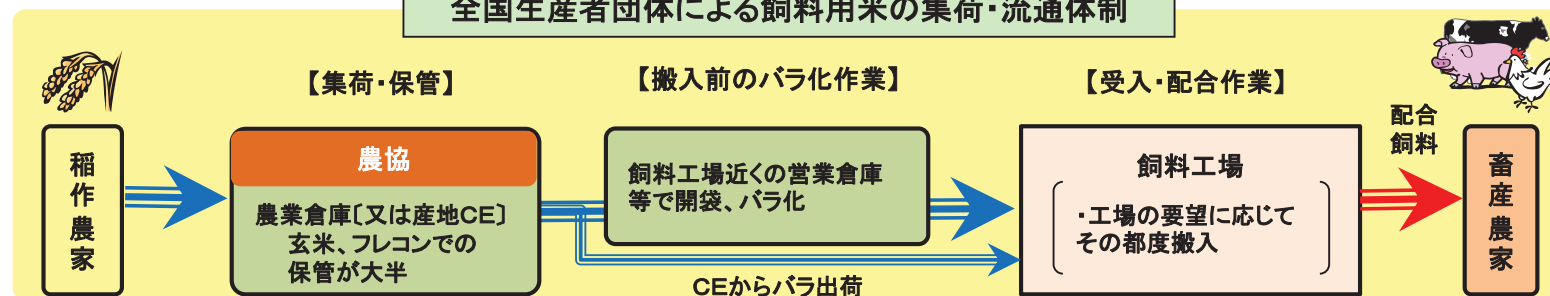
※国土交通省の一般貨物自動車運送事業(貸切)運賃料金(*0.9)により試算。

飼料用米の取引価格

約30,000円/t

※ 近年の価格水準。

全国生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制



- 農協は、CEや耕種農家が乾燥した飼料用米を地域の農業倉庫等で保管。
- 農協と出荷契約を締結した全国団体は、飼料メーカーの要望に応じ、工場近くの営業倉庫等で開袋・バラ化作業を行い、工場に搬入。
- 飼料メーカーは、とうもろこしの代替として飼料用米を配合し、畜産農家に出荷(工場は、在庫として保有せず、計画的に受入・配合)。

飼料用米の推進について

- 畜産農家と耕種農家とのマッチングを実施し、令和元年産飼料用米については、畜産農家から約2万トン(44件)の希望が寄せられているところ。
- さらに、飼料業界主要4団体において120万トン程度(MA米・備蓄米を含まない数量)の需要があるなど、配合飼料メーカーからの要望もあり、農林水産省としてもこれらのマッチング活動を推進。
- 飼料用米の生産・利用拡大に向けては、全国、地方ブロック、各県(地域)段階において推進体制を整備し、生産・流通・利用にかかる各種課題解決に向けた取組を総合的に推進。

- 令和元年産に係る飼料用米の需要量(MA米、備蓄米からの供給量は含まず)
 - ・ 畜産農家の新規需要量 : 約2万トン(44件)(令和元年6月28日現在報告分)
 - ・ 飼料業界主要4団体 : 約120万トン(31年1月現在)

【飼料業界主要4団体※の飼料用米生産拡大に向けたメッセージ】

(平成29年3月28日公表)

- ・ 飼料業界の主要4団体が、飼料用米の生産拡大に向け、飼料用米に取り組む生産者に対するメッセージをとりまとめ、公表。
- ・ 当面の飼料用米の使用可能数量は4団体で120万トン程度と十分に利用できる体制になっており、安心して飼料用米生産に取り組んでいただきたい旨が記載。

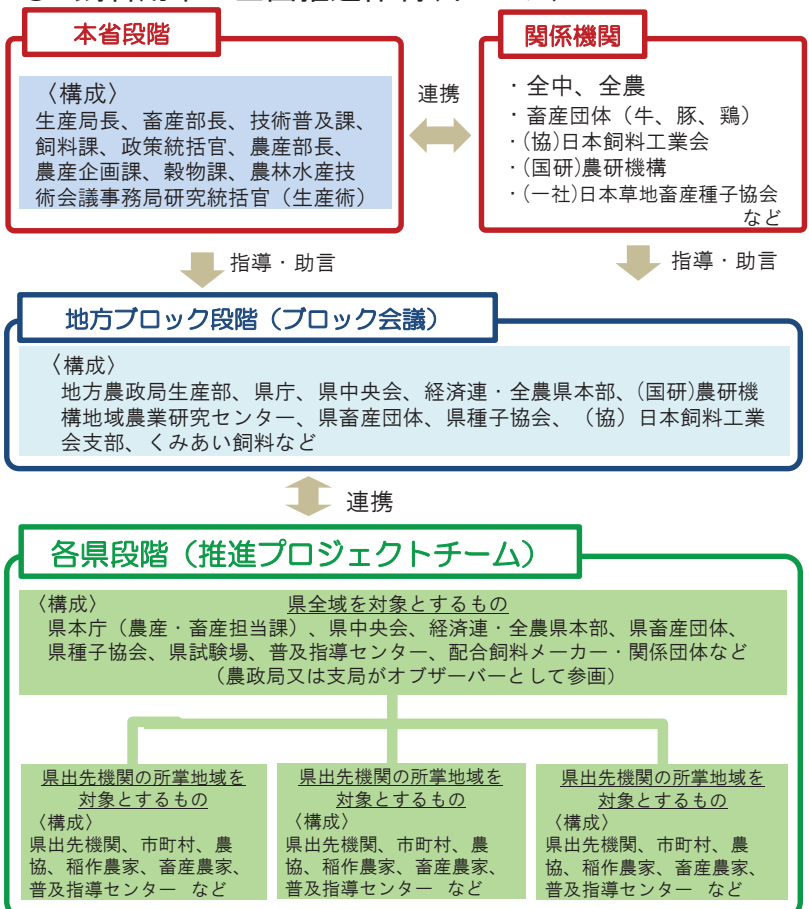
※(協)日本飼料工業会、くみあい飼料工場会、全国酪農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会

○ 中長期的な飼料用米の需要量

【飼料用米に関する日本飼料工業会のメッセージ】(平成26年5月23日公表)

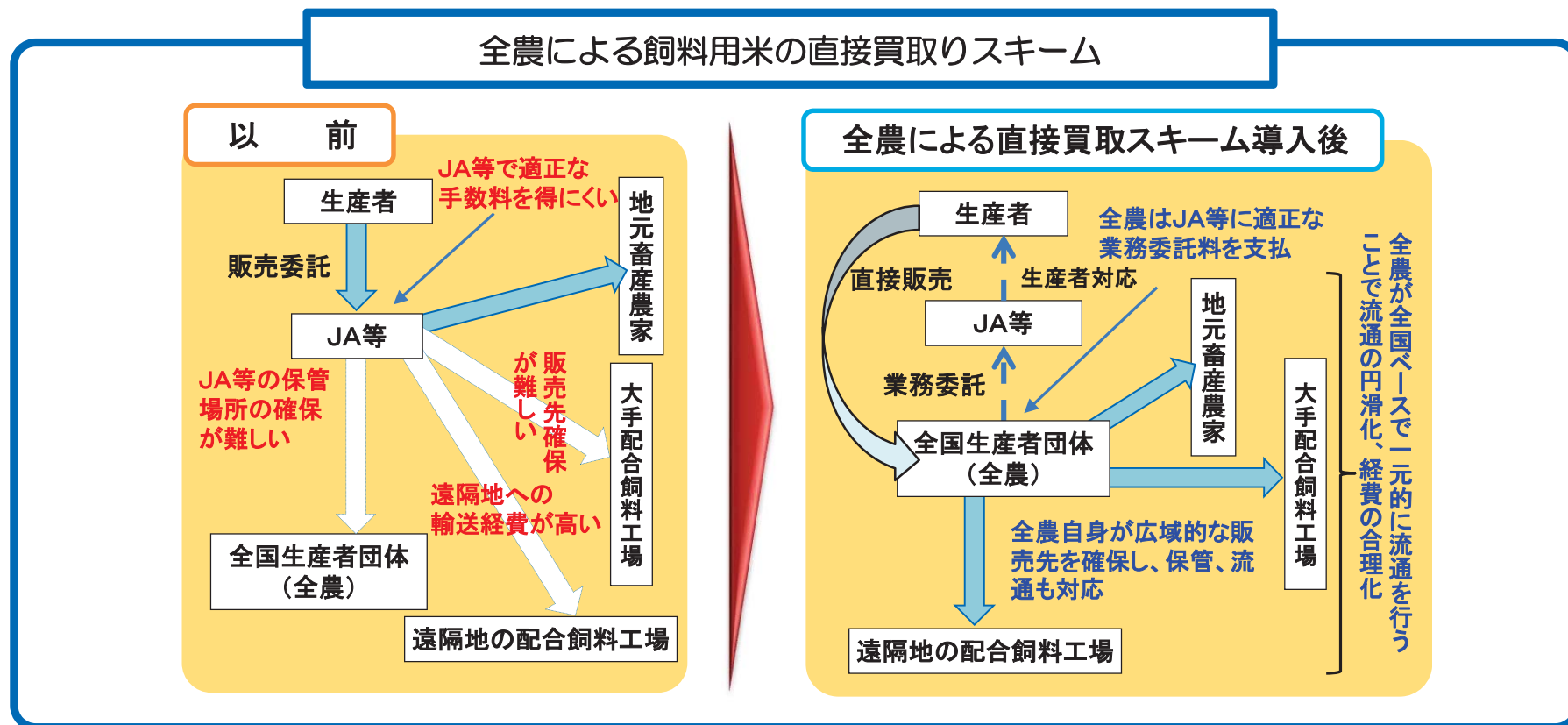
26年3月に日本飼料工業会が実施した組合員に対して需要見込量を調査した結果、中長期的にみた需要量は200万トン弱。

○ 飼料用米の全国推進体制(イメージ)



飼料用米の流通経費について(全国生産者団体による集荷・流通の場合)

- 全国生産者団体(全農)に出荷された米の輸送経費は、基本的には輸送距離に応じて高くなるが、契約した運送業者等における帰り荷の有無等も影響するため、輸送距離のみによって決まるものではない。
- 流通経費は、一般的に金利・倉敷料や販売手数料等の他の経費と共同計算され、生産者が受け取る販売代金から差し引くことで精算されている。
- 飼料用米の販売価格は主食用米よりも相当低い水準にあるが、輸送経費が販売代金を上回る実態にはないことに加え、水田活用の直接支払交付金の単価は、一般的な流通経費を勘案して設定している。
- このようなことを踏まえ、全農が直接、生産者から飼料用米を買い取り、自ら保管・流通・販売する仕組みを創設し、運用している。



※ 農林水産省では、全国生産者団体(全農)が創設した仕組みの運用を可能とするため、「米穀の出荷販売業者が遵守すべき事項を定める省令」(平成21年11月5日農林水産省令第63号)を一部改正(平成26年11月公布、平成27年2月施行)

飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援

- 産地で必要とされている飼料用米保管施設(カントリーエレベーター、飼料保管タンク、飼料用米保管庫等)の整備を支援。なお、施設整備に伴う産地の負担を軽減する観点から地域の既存施設の有効活用を図ることが基本。
- 畜産農家が飼料用米を利用するために必要な機械の導入や施設の整備を支援。

● 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(令和元年度予算額:230億円の内数)

稲作農家が受益となる施設

→ 飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機能向上を支援。
(※単独施設での整備も可能だが、周辺に利用率が低い施設があれば、複数施設の再編を行う。)

例1:飼料用米のカントリーエレベーターを新設



例2:カントリーエレベーターを増築し、飼料用米にも対応



畜産農家が受益となる施設

→ 自給飼料(飼料用米を含む)生産拡大に対応するために必要な保管・加工施設等の整備を支援。
(※長期の利用供給に関する協定を締結すること等が条件。)

例:TMRセンターに飼料用米保管タンクを増設



● 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(30補正:560億円の内数) (畜産クラスター事業)

→ 畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体(畜産農家、飼料生産組織等)が飼料用米の保管・加工・給餌するために必要な機械の導入、施設整備等を支援。

例:米粉砕機、飼料保管タンク、混合機等の導入

